第２回　山北町障害者計画等策定委員会

日時：平成29年11月28日（木）10:00～

場所：山北町役場　401会議室

１．開会

事務局　：ただいまより第２回山北町障害者計画及び障害福祉計画策定委員会を開会する。

開会にあたり、当委員会の委員長である工藤委員から挨拶をお願いいたします。

２．あいさつ

工藤委員：こんにちは。今日は障害者福祉計画等策定委員会の２回目となる。前回、策定計画の説明等の報告を受けた。それを受けて、事前に皆様の手元に届いていると思うが、計画素案が冊子にまとめられている。これを元に話し合い、次回の策定委員会に向けていきたい。福祉課から提案があったが、提案を汲み上げより良いものにしていきたいと思う。

簡単ではあるが、あいさつとさせていただく。

※事務局より連絡事項

・松田警察署（前）生活安全課長の姉川委員から、（現）生活安全課長の柏木委員に変更。

・三瓶委員と藤井委員は欠席。

・民生委員・児童委員協議会会長、瀬戸委員の代理で府川副会長が出席。

３．議題

事務局　：それでは議題に移らせていただく。なお、障害者計画等策定委員会設置要綱第７条第１項より、委員長が議長を務める事となっておりますので、委員長は議事進行をお願いします。

議長　　：では、議題に沿って議事を進行させていただく。質疑のある方は、事務局の説明終了後にお願いします。

（１）計画（素案）について

事務局より、計画（素案）について説明

議長　　：先ほど説明があったが、１ページの『第１章 計画の考え方』という部分、「計画策定の目的」とあるが、何のために障害者計画を策定するという所がよくわからなくて、事前に質問させていただいた。41ページにあるように、障害福祉計画・障害児福祉計画においては「このような状況を受けて、国からの要求を踏まえて計画を策定することとなりました」とわかりやすい。ところが、障害者計画の目的は私の理解不足で分かりにくかった。

それと、４ページの計画期間は「平成30年度から36年度までの６年間」となっているがこれで良いのか。年度と暦年と、どちらなのか。

事務局　：「平成30年度から35年度までの６年間」に訂正させていただく。

松下委員：２点ほど。今日のお昼からバリアフリー法の改正の説明がある。来年の１月の通常国会で、情報開示されるという情報がある。もう１点、就労定着支援について。説明に「ジョブコーチ」とだけ書いてあるが、ジョブコーチは２種類ある。第１号ジョブコーチは、ある一定期間、障がい者に対して職業教育をする。第２号ジョブコーチは、職場にジョブコーチがいる。このあたりでは横浜タカシマヤが採用しているが、障がい者が職場の一角に配属されると、ジョブコーチは高島屋に採用されて、職場で障がい者だけを見ている。それを第２号ジョブコーチという。

このジョブコーチの制度をもう少し詰めていかないと。会社は法律があるから障がい者を雇うが、その雇い主が障がい者を見るかというと、そうではない。配属された同僚が面倒を見る。しかし配属された同僚が障がい者について、どの程度理解があるのか。もし理解がなかったら、いじめて、追い出して、という問題がまだある。周りの同僚は理解があるのか、ということを会社の幹部は把握できないので、ジョブコーチだけで全部の面倒を見てもらうように検討するべきだと思う。

事務局　：内容を確認させていただくが、１つ目は、今日バリアフリーの関係でどちらかでお話しがあって、その内容が１月に公開されるということか。

松下委員：国会で審議される。

事務局　：その内容について盛り込んだ方が良いということか。

松下委員：今後改正される部分があれば、採用していけばいいのではないかと思う。

事務局　：その点については情報を確認して、計画に盛り込めるものは採用するような形で考えさせていただく。

２点目は、ジョブコーチが２種類あり、ジョブコーチによっては障害のある方の支援ができていないということか。

松下委員：１つ目は期間を限って障がい者を見る人と、２つ目はジョブコーチもその会社で雇って障がい者を見るシステムがある。実際、横浜タカシマヤにそういう職場がある。

事務局　：横浜タカシマヤにジョブコーチがいらっしゃって、勤められている障がい者の支援をされれているということか。

松下委員：ずっと障がい児の教育現場に勤めていたのを辞めて、それからその人もジョブコーチとして雇われ、ずっと見ているということ。

事務局　：ジョブコーチが２種類あって、一定の期間で付くというジョブコーチの方と、企業に雇われていてその企業に入社されてきた障がい者を支援する方がいるということ。そのどちらのパターンにおいても、障がい者の方がこれから一般企業に就職していく上で必要とされているということでよろしいか。

松下委員：私は必要だと思う。

事務局　：63ページの就労定着支援の部分に、内容を入れていくようにする。今後情報を調査させていただきたい。

佐藤委員：30ページの、障がいのある子どもに関する主な事業についてわからない部分があるので教えていただきたい。１つ目は、『障がい児保育の推進』という事業について、「障がい児保育を行うことにより障がいのある子どもの自立を援助し、障がいのない子どもに対する理解を深めます。」とあるが、障がいのない子どもに対する理解というのは誰に対する事業なのか。すでに実施していて継続ということだが、実際にどのような事をされていて継続していくのかよくわからない。

事務局　：表現がわかりにくいが、障がい児も一緒の環境で保育をすることで、障がいのない子どもが、障がいのある子どもに対する理解を深める、ということ。この表記では誰に対する事業なのかわかりにくいと思うので修正する。

佐藤委員：『療育相談・支援』も継続ということだが、実際にどのような事業を実施しているのかよくわからない。例えば、『重症心身障がい児者通園事業』というのは、町ではなくてどこか外部に通園事業ということで送迎しているのか。

事務局　：療育の教室を持っている事業所が何か所かある。そこでの相談や支援を継続していくということ。

佐藤委員：そこの事業所が相談等実施しているのは知っている。山北町が事業を継続するということは、事業所への案内や、相談を受けた場合に多少なりとも山北町から支援をしているということか。

事務局　：そうではなくて、健康福祉センターの保健師等が療育相談を行ったり、そういったお子さんをお預かりしての教室を行っている。町としては、その中で相談を受けているのでその部分を含めている。

また、『療育相談・支援』の表の一番下に、障がい児地域訓練会「ひまわり」が掲載されているが継続ではないので消させていただく。

佐藤委員：「ひまわり」の代わるものはここに掲載されるのか。

事務局　：今、立ち上げている事業所が何か所かある。「ひまわり」は５町で行っていたが、そうではない民間から出ているので、事業所名は出さないが事業として表示はさせて頂く予定である。

佐藤委員：それは、例えば乳児健診などで「療育相談等を利用してはどうか」という時は、保健師から案内があるのか。

事務局　：１歳６ヶ月健診で児童を診た中で保健師が把握するが、保護者に具体的に話すとなると言い方が難しいので、健診の時点では「母子一緒の教室に参加されたらいかがですか」という話をしたうえで、大体半年くらい子育て支援のような形で関わっていく。その中で徐々に保護者の方に話をして、半年くらい経つと療育教室にあがっていく。療育教室の中で「ひまわり」が実施していたように保育士・心理士・保健師等に毎月１～２日くらい来てもらい児童の育ちの状態によっては、また別の特化している事業所の紹介をする等保護者との相談をしながら案内していくようにしている。

佐藤委員：今現在は「ひまわり」がないので、１歳６ヶ月健診で「教室に来ていただいた方がいいかな」という方は、町が「さくらの湯」のある場所で教室等の対応されていて、そういう事から事業としてここに掲載されてくるということだと思う。重症心身障がい児者通園事業も、やはりそこで対応されている事がここに掲載されている。それがわかりにくい。

事務局　：それと、そこから「ほうあん」等様々な事業所に繋げていくということになる。

佐藤委員：実際、計画書を見て、事業や支援を利用する人はいないかもしれないが、形式的に計画書ができていれば良いということではなく、いずれ誰でも見る機会があるものなので、表現等をもう少しわかり易くすべき。これでは「町でそういう事業を実施しているんだ。でもどこでやっているのだろう。」という印象を受ける。それよりも「町でそういう所へ繋げていってくれるんだ。」ということがわかった方が良い。町で事業を一から十までやる必要はないし、色々な事業所の利用へ繋げていくというのはとても良い事だと思うので、その関連がわかりやすい表現にした方がよいと思う。

事務局　：これは基本計画なので、具体的に事業の案内をするものではないので、表現はこれで納めさせて頂きたい。佐藤委員から指摘のあった部分は、福祉計画に入れて、事業所等の紹介もこの後作成するので、この計画書を見た方が「こういう事業所があるんだな。」と分かるようにさせていただく予定でいる。これはあくまでも計画なので、表現は現行のまま載せるということで了承いただきたい。

岡部委員：19ページ（２）ボランティア活動・福祉教育の推進 『②福祉教育の推進』の中に「小・中学校で、手話や車椅子体験等を実施し…」について。私は今手話サークルをやっており、毎年中学３年生を対象に実施している。小学校は、校長先生によって福祉体験をする・しないを判断するという話を聞いたが、何年もの間小学校からは１回も声がかかっていない。私達からお願いがある。小学校でこの体験教室をしていただきたい。中学３年生が対象となると聞く耳がないというか、福祉の関心を高めるという教育が難しいので、できれば小学校を対象にしていただきたい。先日小学校４年生を対象に行ったが、車椅子でも手話でも点字でも、関心を持つと飲み込みがとても早いので是非お願いしたい。

また、計画書に難病と書いてあるが、どれが難病なのかというのは町に聞けばよいのか。例えば病院で診断された病名が難病に当てはまるかというのは、町で判断できるのか。

事務局　：診断を受けた際に、町に聞いていただければお答えすることはできる。ただ、難病の範囲は段階的に拡大されていて、難病の受給者証をお持ちでないと、その方が難病の範囲に当てはまるかどうかというのは町でも判断できない。その受給者証は神奈川県が出しているので、実際の事務の担当は、県の保健福祉事務所となる。ただ、「この病気は対象になるのか」ということならば町に聞いていただければ調べて回答することはできる。

渡辺委員：福祉教育の手話の関係について、教育担当としてお話しさせていただく。中学校で体験学習を実施しているのは私も承知している。小学校では小規模で先生が手話を教えていると聞いたことがあるが不確かな部分があるので、改めて確認させていただきたい。福祉的な考え方を子どもに身につけさせるためには、早いうちから経験をすることが大切だと思っているので、12月初旬の定例校長園長会を通じて福祉的な教育についてさらに力を入れてほしいということは伝えていきたいと思っている。

先日、川村小学校等で行った車椅子の体験学習に関しては、パラリンピックのバスケットボールの選手を呼び、子ども達が実際に競技を行ったほか、車椅子がいかに普段の生活において不便性があるかというのも選手の方々から話があり、子ども達が集中して聞いていた。そちらの方は良かったと思うが、手話の教室は先ほど申し上げたようにもう一度確認した上で福祉的な活動・教育ができるように努めたい。

内田委員：今の話に付け加えさせていただくが、私は川村小学校の協議委員をさせていただいており、先日の協議委員会で校長・教頭の話を聞いたところ「先日サックス奏者の宮里さん達に来ていただいて、子ども達とふれあいをして、目が見えないということはどういうことか、何が困っているのか、という体験談をして下さった。」という話を聞いているので、小学校でも福祉の事に全く触れていないということはないと思う。

（２）障害児福祉計画策定係る聞き取りについて

事務局より、障害児福祉計画策定係る聞き取りについて説明

山崎委員：Ⅰの②子ども会について。現状、地域の子ども会というのは少ない。この質問は何か違う表現にしないといけないと思う。子ども会がなくなってしまっている地域も多い。もう少し考えた方がいいと思う。

事務局　：ない地域の方が多いのか。

山崎委員：休止している所も多数ある。

事務局　：子ども会という表現ではなく、違う表現に変えたいと思う。

露木委員：このアンケートを実施する時は、地域の福祉サービスの情報等も提供しての話なのか。

最近「りあん」によく相談があるのが、小・中学校の支援級を利用している保護者は、福祉サービスの状況、放課後等デイサービスを知らない。放課後等デイサービスを利用されている方のうち、養護学校に通っている児童の保護者は比較的情報のネットワークがあるようで、新しい事業所ができるとすぐに申込むが、どうしても小・中学校の支援級の利用者は遅れてしまっていると感じている。なので、ヒアリングの時に「こういう福祉サービスがありますよ」というようなことも周知されると安心なのではと思う。

事務局　：それについては、町の職員が聞き取り調査を行うので、対象者の希望に合わせて、そうした福祉サービスも紹介しながら話をさせて頂きたいと思う。

渡辺委員：今回の提案というのは、アンケートで何を聞くかということを委員に見て頂きたいという意図だと思うのだが、もしアンケートの全体像を見るということならば、やはりアンケートの目的を書くべきではないか。冒頭に「計画策定のためにやりますよ」という目的を書いて、この書類自体にアンケートを求めている部署、例えば山北町の福祉課等の所在等の記載を明記するべき。

また個人名の記入はないが障がいの状況を書くとなれば守秘義務として「この内容は外には出ません」等の記載をしてあげた方が、回答しやすいのではないかと思う。

事務局　：今回資料として配布していないが、ご案内の文章として、アンケートにお答えいただく依頼状を付ける予定でいる。今回皆様に依頼状を提示しなかったのは、渡辺委員がおっしゃっていたように、アンケートの内容を提示したかったので、案内の部分は省略させていただいた。提案のあった内容を含め、対象者に提示をしながらアンケートを取らせていただく。

（３）今後のスケジュールについて

事務局より、今後のスケジュールについて説明

議長　　：質問がないようなので、以上で全ての案件は終了とする。議事進行にご協力いただきありがとうございました。

４．その他

事務局　：各機関から何か連絡事項等があればお願いします。

露木委員：12月８日（金）に南足柄市女性センターの研修室で、先ほど話に挙がった「我が事・丸ごと」という方針に関連して、地域で共に生きるため、障がいのある当事者の声を聞くという研修会を予定している。是非ご参加いただきたい。

露木委員：２市８町の全ての方を対象に、知的障がいのある方のピアサポーター養成講座を始めた。受講生の方からもご登壇頂く予定で、身体障害のある方の中から筋ジストロフィーの方に、精神障害のある方の中から「スマイル」に登録されている方に、さらに知的障がいのある方２名からも発信をして頂く予定。「地域で暮らしやすさとは何か」という内容で、地域で暮らしやすく生きていくためにはどのようなことが必要か、という話をしていただく。

５．閉会

事務局　：副委員長よりご挨拶をお願いします。

岡部委員：以上で本日の会議を終了とする。お忙しい中、本当にありがとうございました。